

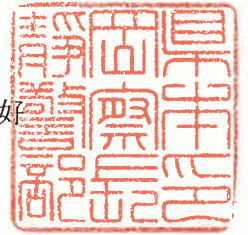
静岡県警察本部告示 第 27号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、
公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり
告示する。

令和7年5月8日

静岡県警察本部長

津田 隆好



1 聴聞の期日

令和7年5月28日 午前 9 時00分

2 聴聞の場所

静岡市葵区与一六丁目16番 1 号

静岡県警察本部中部運転免許センター